

とりまとめコメント

事業名 精神障害者保健福祉対策事業

本事業は、精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現を目的として、精神障害者に対する適切な医療や福祉の提供を行うための人材養成や地域における体制整備を行うものであり、必要性は認められる。

本事業の中で複数の事業を実施しているが、各事業の実施を通じて、地域によらず全国均一的に適切な治療や支援を受けられるようにすることが重要であることを踏まえ、この点を定性的な長期アウトカムとすることを検討すべきである。

その上で、各種の人材養成については、適切な地域毎に専門的な研修を受けた者の数などを把握し、均てん化を目指した指標として設定することを検討すべきである。また、研修参加者の意識の変化など、研修が参加者に与える前向きな変化の把握や、研修受講者の活用についても検討すべきである。

併せて、研修に関しては、その内容にもよるが、出来るだけ多くの者が受講できるよう、オンデマンドでの実施についても検討すべきである。

てんかんや摂食障害の支援拠点病院については、設置していない都道府県の実情や、近隣の支援拠点病院による支援可能な住民の範囲を把握の上、必要に応じた、適切な対応を図ることを検討すべきである。

精神科救急医療体制整備事業については、連絡調整委員会の開催状況の把握に加え、開催を通じた効果を把握することも検討すべきである。

本事業の実施により、精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現に向け、何がどのように変化したのかを把握するための指標が必要である。容易でないことは承知しつつも、既存統計から活用できるものがないのかという観点も含めて検討すべきである。